資料2

建設キャリアアップシステムの利用方法について



「建設キャリアアップシステム シンボルマーク」





- 1. 建設キャリアアップカードとカードリーダー(P2~4)
- 2. システム画面の閲覧イメージ(P5~10)
- 3. システムに蓄積される情報の取り扱い(P11~14)
- 4. システム開発スケジュールと普及・利用促進(P15~21)
- 5. 登録申請の概要(P 22~30)
- 6. 現場でのシステム利用手順(P31~40)
- 7. システムのメリット(P41~45)
- 8. 既存民間システムとの連携(P46~50)
- 9. システムの料金(P51~53)
- 10. 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q&A(P54~59)







【一般のカード(表面)】

【ゴールドカード(表面)】

【裏面】

・ICカードには、ICチップが内蔵されています(非接触型のICカード)。 ・ICチップには、データとして技能者IDを記憶させています。 ・ICチップ内のデータは暗号化等のセキュリティ対策が施されています。

 ○建設キャリアアップシステムに蓄積される情報(保有資格や就業履歴)を活用し、 技能者をレベル分けする能力評価基準について、国土交通省において、学識経験者 や建設業関係団体から構成される「建設技能者の能力評価のあり方に関する検討会」 を開催して検討を進めている。
 (第1回:平成29年11月13日、第2回:12月14日、第3回:平成30年1月29日、第4回:2月28日、第5回:3月20日)

○当該能力評価基準に基づく技能者のレベルに応じて、カードを色分けする予定。
 ※当面は、登録基幹技能者の資格を有する者に対して、ゴールドカードを交付。





ることにより、複数の現場で共有することも可能。 カードリーダーの設置できない現場については、事後 に技能者又は所属事業者が、システムに就業情報を直 接入力し、元請事業者が承認することにより就業履歴 を蓄積することが可能。





N

N

※画面は運営主体が提供する無料アプリ 複数現場の登録ができます 上記(2) BNR01NFの設置例 上記(1) Dragon CCの設置例 PCにUSB接続の iPhoneとBluetooth接続の カードリーダーを用いた認証 カードリーダーを用いた認証



技能者情報画面イメージ(1/2)



本人情報 開 ID 49031324963721 技能者氏名フリガナ サトウジュン 88 佐藤順 技能者氏名 μĒ Name 証 通称名 牛年月日 1990/12/12 jii: 本人確認書類 あり 年齢 28歳 技能者ランク情報 jiE 🛛 性別 技能者ランク 金 男 開 開 血液型 AB 建設業退職金共済証紙代 0 替カウント数 〒221-0011 神奈川県 証 現住所 就業日数 横浜市神奈川区 神之木台 100 就業情報 就業履歴数 110 電話番号 045-999-9999 電話番号 (携帯) 非計上の就業履歴数(元請現場未承 H FAX メールアドレス 非計上の就業履歴数 (元請現場未登 imail.com 現住所と同じ 緊急連絡先住所 緊急連絡先電話番号 045-999-9977 下へ画面 スクロール 国耤 日本 **it**





ロナップロキザギ	所属事	「業者名(主たる事業者)	事業者ID	事業者ID 雇用形態 雇用年月日 01667191399422 常時雇用 2018/09/02 承認			現在の所属事業者の	諸の表示	
現任の所属争耒有	(株) グリーン・パー	-トナーズ	01667191399422				現在の所属事業者の言	[細表示]	
									-
had one	適切な保険判定	健康保険加入	適用除外理由	健康保険種類	健康保険被保険者記号	健康保障	険被保険者番号	証	開
健康保険		有						I	
在入户险	適切な保険判定	年金保険加入				厚	享生年金事業所番号	証	
牛立体网		有		社会保障報				ĩĨ	
豆田皮除	適切な保険判定	雇用保険加入						証	
		有						I	
建設業退職会共済制度	建設業退職金共活	新度加入		建設業退職金共済制	度被共済者番号			証	開
	無							1	







所属事業者情報の閲覧

=









リア 事業者がシステムで閲覧できる様々な情報



〇人

OУ

★事業者が自社に関する情報を閲覧できるメニュー

①事業者情報(自社)

②所属技能者の情報が一覧で表示

事業者情	针 報(自社情報)					
事業者I	D	123456789012					
商号·名	称	〇〇建設(株)					
代表者名	,	〇〇 〇太郎					
所在地		東京都〇〇市					
		0000-1-23	3-4				
電話番号	1	03-1234-1234					
建設業評	F可(〔業種・番号・年月])				
123456	13	東京都知事	H32年07月10日まで				
	特	土建鋼舗					
	般	大と石屋タ	内 園 水				
社会保険	加	入情報(整理記号	号等)				
<u>健保</u>	0	協会健保	12345678				
<u>年金</u>	0	厚生年金	12345678				
<u>雇用</u>	0		13201-912342				
労災	0		13101-912345-000				
退職金井	济						
建退共	0	共済契約者番号	6398765				
	\sim						
~	~						

סז		氏名	水生 모네	山田島毛香		在齡	仔	く加め	ر ا
10					相成有主		健保	年金	雇用
123456789012	建設	太郎	男	1	大工	49	0	0	0
				2	足場とびエ				
123456789013	00	〇男	男	1	宮大工	52	0	0	0
123456789015	00	〇次郎	男	1	大工	42	0	0	0
123456789016	00	〇彦	男	1	足場とびエ	31	0	0	0
123456789018	00	〇美	女	1	木工	24	0	0	0

③所属技能者の就業履歴が一覧で表示(歴日毎)

雇用事業者 OO建設(株)							
就業年月 自 2019/6/1 「技能者出面情報」より 本表に直接入							
至 2019/6/30	認						
	用事業者						
ID 技能者名 現場名(場所) 離退共 就業 I 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 27 28 29 30 残業 深夜 休日 pa	77 V.T.						
金 土 日 月 火 水 木 金 土 日 月 火 水 木 金 土 (h) (h) (日)	6 / L						
123456789012 建設 太郎 ××アパート O 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 6	1						
123456789013 OO O男 ××アパート O 21 I 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 0 0 0	1						
123456789016 〇〇 〇次郎 ロロマンション 〇 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 35 35	1						
123456789018 〇〇 〇美 ××アパート 〇 18 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1						
計 3現場 119 3 0 0 6 6 6 6 6 0 0 6 6 6 6 6 8 5 5 3 3 0 130 0.0 0							
※雇用事業者用 所属技能者の出面表 2019年6月30日現在 2019年6月30日現在							

④所属技能者の各種情報を集計 所属技能者情報 所属技能者数 〇人 有資格者数 〇人 登録基幹技能者 〇人 技能士 〇人

免許

その他資格

	技術検定	L	0人
	<u>建築士</u>		0人
保	険加入率	0%	3保険加入
	健保	0%	这日阶以上
	年金	0%	週用味外℃ 除ℓ
	雇用	0%	
建:	退共加入	者	
中	退共加入	者	0人

★稼働中の現場にて「元請事業者」、「上位下請事業者」が現場に関する情報を閲覧できるメニュー

①自社に関する現場情報が一覧で表示	<u>7</u> 24	見場情報			(》下位	事業者の情	報が一覧	覧で表示	下 <u>※現場</u>	稼働中(<u>こ限る</u>		$\rangle\rangle$
白牡仁明十213月二年	現場	情報	現場の詳	細が表示	下事	位事業者一 業者名	^覧 ▽▽建設(株)							5
日社に労りる現场一見	現場	ID 123456789	9012			現場での	現場	施工体制	事業者		代主老女		±a₽	
雇用事業者 〇〇建設(株)	1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	名 ××アバー 「 千 世 旦 ∩ (01-23		自社の立場	現場ID 現場名	に登録し) 次数	た 事業者ID	事業者名	1.424111		± <i>Г</i> Л	
武士 (1) 武士 (1) 武士 (1) 武士 (1) 武士 (1) (1)				01-23	元元	請事業者 請事業者	CD1234 〇〇工事 CD1234 〇〇工事	<u>一次</u> 二次	AB3456 CD1234	<u>○○建設</u> □□工業	00 00 00 00	東京都〇〇市〇 千葉県〇〇市〇) <u>3-23</u>))34	$\left\{ \left\{ -\right\} \right\}$
	<u>発注</u> :	者 △△住宅			元下	請事業者 請事業者	CD1234 ○○工事 RS4567 △△新築	三次	EF5678 GH6789	△△工務店 ××鉄節	00 00	東京都00区0 東京都00市0	02-13 01-24-3	28
至 2019/6/30 1日 5 33 40		2019.06	~	2019.09	귀					━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━		hing the		22
現めには、「現场で迭げ」		内容			(4)現場(こ人場しに	技能石の	り	复歴フレー	「筧で	表示		- - -
	用途	共同住宅	建築面積	0000m ²		<u>11-未良加</u> 元請上位 現場名(<u>関歴一覧情報</u> 事業者 □□建設 場所) ××アパ・	(株) 一ト						
<u>×× シ ヘ ート新築工事 十葉県○○市○○○□-23 □ └</u>	建 構造	木造	延床面積	0000m ²		就業年月	引自 2019/6/1 至 2019/6/3	0 就業	作業		。健康	診社会保	(建退共	$\left \left\langle \cdot \right\rangle \right $
△△ビル新築工事 東京都口口区××2-4		O階			1.1	<u>〇〇建</u> 計	b(株) 建設 太(b(株) OO O	日 致 <u>逐 20</u> 月 21	<u>内谷</u> 大工工事 大工工事	職長		診 校加入 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	0	i (
			工法			<u> 00建計</u> ××工剤 ××工剤		度 18	<u>大工工事</u> 大工工事		0	00	0	ίζ I
	进入概要					<u>× × 工</u> 犯 <u>× × 工</u> 犯 × × 工 犯		β 15 β 20 ζ 20	<u>ス上上争</u> 電気設備コ	C事 職長	00	00	2	′(+ ́₁









A:システムに登録された技能者の情報(保有資格や就業履歴)は、<u>本人と所属事業者が同意しなければ、他の事業者</u> から見ることはできません。

ただし、 現場管理の効率化の観点から、<u>元請事業者や上位下請事業者は、現場に入場する技能者の情報を見るこ</u> <u>とができます</u>。いずれの場合も、<u>IDとパスワードを使ってシステムにログイン</u>しなければ、情報を見ることはで きません。







- Q:元請企業や上位下請企業が、閲覧した現場に入場している技能者の情報を、他の事業者に閲覧させるようなケース は生じないか?
- A:元請企業や上位下請企業が、閲覧した情報について、他の事業者に閲覧させるようなケースについては、<u>建設キャ</u> リアアップシステムの利用規約上、禁止行為に該当します。【利用規約第7条(12)に該当】 <u>このような行為を行った事業者に対しては</u>、システム運営主体より、システムの利用停止や登録抹消を行うことに なります。

建設キャリアアップシステム利用規約(抄)

第3条 提供するサービス

- 1 (略)
- 2.登録事業者に以下のサービスを提供します

(1)~(4)

(5) 元請、上位下請事業者及び所属事業者である登録事業者は、開設中の現場に入場する技能者について、技能者基本情報とその現場に関する技能者就業履歴情 報を閲覧でき(ただし、入場期間中の情報に限り、当該技能者又は所属事業者の同意の有無を問いません。)、工事現場の施工体制や安全衛生の管理に必要な帳票 の作成、社会保険の加入確認、建退共証紙の適切な交付など、現場の適切な管理と実務の効率化、工事品質の向上に活用できます。 3 (略)

第7条 禁止事項

<u>登録ユーザーは</u>、本サービスの利用にあたり、<u>以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当すると本財団が判断する行為をしてはなりません</u>。 (1)~(11) (略)

(12)第3条の本サービスの目的に反して、他の利用者の情報を収集、利用、第三者に提供する行為

(13)~(19) (略)

第12条 利用の解除

1. 本財団は、登録ユーザーが、<u>以下の各号のいずれかの事由に該当する場合</u>は、事前に通知又は催告することなく、当該登録ユーザーについて<u>本サービスの利用を</u> <u>一時的に停止</u>し、若しくは登録ユーザーとしての<u>登録を抹消</u>、若しくは<u>サービス利用契約を解除</u>することができます。

(1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合

(2)~(6)(略)

2•3(略)

した 技能者の技能や専門工事企業の施工能力のPR



- Q:情報が見られないのであれば、技能者の技能や企業の施工能力のPRにならないのではないか?
- A:システムに蓄積された経験や資格に応じて、レベル1からレベル4の色分けされたカードを発行します。カード の色で、取引先や顧客に技能レベルをPRできるようになります。
 - また、どのレベルの技能者がどのくらい所属しているのかを対外的に PR するための仕組みの構築を進めてい
 - ます。これにより、人材育成に取り組み、高い施工能力を有する優良企業であることをPR できるようになります。





UP 建設キャリアアップシステムの開発スケジュール





※限定運用・・・システムを利用できる現場を限定した上で、規模や工種など多様な現場で実施することにより、システムの安心かつ円滑な利用のための検証を行うもの。24現場(参加元請事業者は19事業者)で実施(平成31年1月15日から一部現場でスタート)。





- ▶ 建設キャリアアップシステムについては、システムを安心かつ円滑に導入するため、平成31年度からの本運用に先立ち、平成31年1月 から3月までシステムを利用できる現場を限った「限定運用」を実施。
- ▶ 建築・土木の新築工事や改修工事、住宅の新築工事やリフォーム工事などの工種、また、工事規模の大小、立地地域などのバリエーションを念頭に置き、関係団体や事業者の協力の上、今般、「限定運用」を行う現場を選定。

<u>1.限定運用とは</u>

 Oシステムは様々な条件の現場での利用が想定(インターネット環境や入場技能者数の大小など)。また、システムである 以上、一定のエラーも想定しておく必要。
 Oシステムの安心・円滑な導入に向け、本運用に先立って、
 ・現場で生ずるトラブルに対して、システム運営主体が丁寧かつ迅速に利用者をサポートし、
 ・発生したトラブルを検証し、結果をシステム運用にフィードバックするための、
 現場数を限定した運用(「限定運用」)を実施。

<u>2. 実施内容等</u>

【実施内容】

工種や規模の異なる複数の現場において、建設キャリアアップシス テムを利用した就業履歴の蓄積を実施。

①現場へのカードリーダーの設置・設定

②カードリーダーを通じた建設キャリアアップカードの読み取り
 ③システムへの就業履歴の蓄積状況の確認

3. 実施現場

建築・土木の新築工事や改修工事、住宅の新築工事やリフォーム工事などの工種、また、工事規模の大小、立地地域などのバリエーションを踏まえ、関係者と調整を進めた結果、24の現場を選定。

【サポート体制】

限定運用の対象現場の元請事業者毎に、システム運営主体 (建設業振興基金)の担当者を配置し、発生するトラブル等 に対して対応予定。

【データの継続性】

限定運用中に蓄積された就業履歴は、本運用開始後も引き継 ぎ可能。

<u>4.スケジュール</u>

元請事業者、下請事業者、その他のすべての関係者間で 「限定運用」の趣旨・目的の共有を図り、本年1月から3 月まで限定運用を実施。

建設キャリアアップシステム「限定運用」対象現場



No	建築/土木	場所	現場名	元請事業者 (JVの場合は代表会社)	運用開始予定 日
1	建築	東京	(仮称)麹町五丁目建設プロジェクト	大成建設株式会社	2019/1/15
2	建築	東京	(仮称)原宿駅前プロジェクト新築工事	株式会社竹中工務店	2019/1/28
3	建築	東京	赤坂5丁目プロジェクト	鹿島建設株式会社	2019/1/15
4	建築(住宅)	兵庫	阪神支店A邸·B邸 新築工事	大和ハウス工業株式会社	2019/2/7
5	建築(改修)	東京	G地区改修工事事務所	株式会社竹中工務店	2019/2/22
6	建築(住宅)	東京	リフォーム工事	首都圏ユニオン・大安建設(株)	2019/2/18
7	土木	茨城	常陸那珂廃棄物護岸築造工事	五洋建設株式会社	2019/1/25
8	土木	東京	虎ノ門地下歩道その2工事	西松建設株式会社	2019/2/18
9	建築	東京	八丁堀二丁目計画	戸田建設株式会社	2019/2/7
10	建築	東京	T大学建替工事	株式会社大林組	2019/2/6
11	建築	東京	某大学学生寮	株式会社フジタ	2019/2/19
12	土木	神奈川	横環南戸塚IC改良(その1)工事	株式会社安藤·間	2019/2/15
13	建築	東京	神田神保町3丁目ビル新築工事	前田建設工業株式会社	2019/2/14
14	建築	長野	北信合同庁舎耐震改修工事	中野土建株式会社	2019/2/8
15	土木	島根	大田静間道路静間川橋下部第3工事	株式会社中筋組	2019/2/14
16	建築(住宅)	東京	都内工務店	東京土建・(有)佐越建築	準備中
17	建築	東京	六本木5丁目計画	清水建設株式会社	2019/2/18
18	土木	茨城	鬼怒川小絹築堤護岸工事	三井住友建設株式会社	2019/2/1
19	建築	東京	(仮称)港区芝浦二丁目計画 新築工事	株式会社長谷エコーポレーション	2019/1/22
20	建築	東京	恵比寿西二丁目複合施設建築 J V	東急建設株式会社	準備中
21	建築(改修)	東京	S地区改修工事事務所	鹿島建設株式会社	2019/2/15
22	土木	東京	外環大泉南工事	大成建設株式会社	準備中
23	土木	東京	南北線中防接続部工事	鹿島建設株式会社	準備中
24	十木	東京	東京国際空港際内トンネル他築造等工事	清水建設株式会社	2019/2/18



【限定運用24現場の内訳】
○ <mark>発注者別</mark> 民間工事(15)、公共工事(9)
<mark>○地域別</mark> 茨城(2)、東京(18)、神奈川(1) 長野(1)、兵庫(1)、島根(1)
 ○工事種別 建築(新築)(11) 土木(新築)(8) 建築(改修)(2) 住宅(新築)(2) 住宅(リフォーム)(1)
○事業者の内訳 大手ゼネコン(14) 地域ゼネコン(2) ハウスメーカー(1) 工務店(2)

レア限定運用現場見学会(当日の模様)



現場名: (仮称) 麹町五丁目建設プロジェクト



【現場見学会に参加した報道機関等】 NHK、朝日新聞、読売新聞、 産経新聞、日本経済新聞、共同通信、 時事通信、日経BP、日経ビジネス、 建通新聞、建設通信新聞、 日本工業経済新聞、日刊建設産業新聞、 日刊建設工業新聞、日刊建設産業新聞、 日刊工業新聞、鋼構造出版、電気新聞、 新建新聞、創樹社、エルエルアイ出版、 労働調査会、(株)労働新聞

現場名:赤坂5丁目プロジェクト







平成31年1月16日(水) 朝日新聞 朝刊 総合5 6面 13版

平成31年1月16日(水)日本経済新聞 朝刊 企業2 15面 14版

平成31年1月16日(水) 産経新聞 朝刊 経済 11面 14版

随人の守建政はフカート	東積夕の
戦人の天祖立歌人クート	なる」業績 汎耒腹座な⊂ 記録 ど取る魔鬼
職那達たカ がかりとを録人工 稼24入運りしや日 歴城設示所に記さしてションなど創のに用て技内に国	のりまた豊雄設現場、技能見える化
を両式まで働くたく、 などのないで、 していた。 などのので、 していた。 などので、 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 などので、 していた。 で、 していた。 などので、 していた。 で、 で、 していた。 で、 で、 していた。 で、 で、 していた。 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	のが学能で 現15ムの作 で、蓄工賞 データベース化始動
1000000000000000000000000000000000000	場をにさは様のな興テア 定遇の指る業格始 で許れ保子ビガ金をつきし改技す10の約年の 働可ざた育を少建施です。00約年の くちたう資ム理施工同業スータの約年の によっていた。
24の建設現場 試験的に	第13日、「おししり」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」では、「ない」」では、「ない」」では、「ない」では、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」」、「ない」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、」、
だけいで新35いもは、たて働た国3年登上ション	式一次でである。 一次の人気である。 していたのでである。 していたのでである。 していたのでのである。 していたのでのである。 していたのでのでのである。 していたのでのである。 していたのでのである。 していたのでのでのである。 していたのでのでのである。 していたのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので
エンスは、「「「「「」」」」」 エンスは、「「」」」 エンスは、「」」 エンスは、 エ	あ建したに証明 を 建 は し 金 む 同 ま 会 た に 証 同 し た に に に に に に に に に に に に に
カードをタッチすると職歴が記録される 分受つしる。約後 いで たなく、担いたをがってなものの限業3万万了な善学 同 た	省業でのい員に業代属人備出運。で東 はが 常業過背る全約3 興登事たる。 よの数ですがるこのティーがある。 はかののティーののです。 はかのの のの のの のです。 の の の の の の の の の の の の の
右手の離職は、 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の 一日の	るがなに の子 電子 しん 間実労働時間 と、17年 中間実労働時間実労 の平均貨金は製造業でのイメー 事を直接業は発生らず人 事をごびて人 手をごろした。 ないない。 第 での平均貨金は製造等働時間の建設業 でのイメー のでする でのでする でのでする でのでする でのでする でのでする でのでする でのでする でのでの でのでの でのでの でのでの でのでの での での
るにと「さ業どた人りはり社な注次け 払能す 、な、これ」がめのす元す会るが、の建わにる り業のる。排認社義全け傾除、り次手業るじ上 「	 ・ 任 い手ジ過平者現・4年 準ま結か員業業の体う企請準 がま果っのとさ中制ビ業け大
見える化」 「見える化」 「見える化」 「していい」 「してい」 「していいい」 「してい」 「していい」 「していいいいいいいいいいいいいいいしていいいいいいいいいいいいいいいいいいい	温ならず 症存らず、低険の た歴史がある。この など、 社会で 変換 が現場で を 重点に などで、 敷かい 構造で なる。 で ない に など の に に に に に に に に に に に に に
	e de la Color de Color de Color de Calendario de Calendario de Calendario de Calendario de Calendario de Calend Color de Color de Calendario

シ建 ス世 シ建 シ建 シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ シ 、 ホ との 登録 ・ ホ との 登録 ・ ホ との 登録 ・ ホ や 、 の 一 下 交付 ・ ・ 歌 業 者 情報 ・ 、 水 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	③現場入場の際に 読み取り ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 、 ・ 、 、 の 能の ・ ・ ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ 、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
能者が当日の業務に就いた って検証作業を進め、4月か ら全ての現場を対象に拡大した東京都内の220の現 場を公開した。現場入り口 に設置されたカードリーダ したカードをあてると、技 したカードをあてると、53月	
そで、キューラスを発展した。 ご明できるように、 な元請け事業者の下で就労 するため、技能者の下で就労 評価できていなかった。新 評価できていなかった。新 評価できていなかった。新 いたまざま なえため、技能者のキャリアを明確にし、給	
	で準備を進めている。 で準備を進めている。 で準備を進めている。 で準備を進めている。

UP 建設キャリアアップシステムのホームページ













【ポイント1/申請手続きの前に】

- ○申請手続きは、「郵送申請」、「受付窓口申請」、「インターネット申請」の3つの方法がある。
- ○申請手続きを始める前に、「建設キャリアアップシステム」のホームページに掲載されているガイダンス動画で、登録申請方法を確認。
 - ⇒ 登録申請方法はインターネット申請が簡単で技能者登録料もお得。
 - ⇒ 複数の技能者の申請を、所属事業者や上位下請業者等が一括して登録申請(代行申請)を行うことが 可能。

【ポイント2/事前準備(インターネット申請の場合)】 ○システムに登録する資格情報等は、全てJPEGデータにしておく。

⇒ <u>JPEGデータ以外のファイル形式では申請不可。</u>

○パソコンに技能者毎のフォルダを作成し、各人のデータを保存しておく。

⇒ フォルダ毎に整理した方が申請時にデータを探す手間等が省け、入力間違いも防げる。

【ポイント3/申請手続き】

○最初に事業者の情報を登録申請 ⇒ 事業者 I Dの取得

- ○事業者 I Dを取得後、技能者の情報を登録申請 ⇒ 技能者 I Dの取得
 - ⇒ 代行申請には事業者 I Dが必要となるので、技能者の登録前に必ず事業者の登録申請を済ませておく。
 - ⇒ 代行申請を行う場合は、技能者の情報を専用のエクセルシートに入力。専用のエクセルシートはホームページ からダウンロード。
 - ⇒ 会社にキャリアアップシステムの担当者を決めておいた方が手続や問合せ対応がスムーズ。

レPと 技能者登録の申請手続について(概要)





【凡例(インターネット申請時のみ)】 🛑: 既存データを活用し、入力の手間削減が可能

: プルダウン方式による簡易な入力が可能



P 事業者登録の申請手続について(概要)





レクレインターネット申請時によくみられる間違い



<u> ケース1:書類の添付ミス①(対象:事業者)</u>

<u>画面に表示されている項目名のとおりに証明書類の写しを添付しない</u>ことにより、<u>申請不備</u>として以下のエラーメッセージが通知されてしまう ケース。 <u>例:「建設業許可証明書」の欄に、「建設業許可通知書」を誤って添付。(又はその逆)</u>



ケース2:書類の添付ミス②(対象:技能者、事業者)

<u>労災保険特別加入欄に、労災保険特別加入以外の証明書類を添付してしまい、申請不備</u>として以下のエラーメッセージが通知されてし まうケース。例:通常の労災保険(雇用保険、労働保険)等の書類を誤って添付。

【通知されるエラーメッ	セージ】	【正しい	小登録方法】 	
不備内容	訂正方法	労災保険特別加入 加入状況 5	★「労災保険特別加入」の該当者がいない場合は当該申 請項目の加入状況を「無」として登録。	
本項目の確認書類について、有効な書類が添付されておりま せん。	有効な書類の添付をお願い致しま す。	学び保険番号 整理番号 12345678901000(数字14桁のみ有効)	※「労災保険特別加入」とは、国が運営する保険制度のみであり、通常 の労災保険(雇用保健、労働保険)、地方公共団体や民間が 運営する保険等については、当該申請項目の対象外。	
		労災保険特別加入jpg 参照 削除 ◆前買 次頁→ ▲	保険番号欄は数字以外の文字列の入力不可。	





<u> ケース3:入力ミス①(対象:技能者、事業者)</u>

<u>全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入しているにも関わらず、「国民健康保険」、「国保組合」の登録を「有」と登録したことにより、</u> <u>申請不備として以下のエラーメッセージが通知されてしまうケース。</u>

【正しい登録方法】 【通知されるエラーメッセージ】 不關密 証法 健康保険 ★全国健康保険協会(協会けんぽ)に加入して 加入状況 🔯 いる場合でも、健康保険組合/国保組合の加 入の有無について、いずれも「無」を選択する。 健康保険組合/国保組合のいずれでもない場合、いずれの項目にも該当しない 事業所整理記号 事業所番号 本項目は空欄である ため空欄である必要があります。申請書類をご確認の上、訂正をお願い致し 健康保险机合名称 健康保险组合有量 必要があります。 けんぽ及び国保組合 は「無」選択で名称は無記 国保相合有無 国保紹合名称 ます。 ま[無]選択で名称は無 》健康保険組合 添付書類 1000 選択 健康保険.jpg 参照 削除

<u>ケース4:入力ミス2(対象:技能者、事業者)</u>

<u>社会保険欄へ以下の例のとおり入力したことにより、申請不備としてエラーメッセージが通知されてしまうケース。</u> 例1「事業所整理番号」欄に、ハイフンやスペース等の文字列を入力。 / 例2「事業所番号」欄に、数字以外の文字列を入力

【通知されるエラーメッセージ】

【正しい登録方法】

不備内容	訂正古法				
1118134	訂正门本				▲ルノフいやフペーフ笑け削除」 証明書精に記載され
[健康保険_事業所整理記号] 申請 内容と確認書類の内容が一致して	[健康保険_事業所整理記号] 確認書類の内容をご確認の上、 申請内容の訂正あるいは一致確認のできる確認書類の添付を		健康保険		<u>×ハイリンドスハース守は削除し、証明音規に記載され</u> ている文字列のみを入力する。
おりません。あるいは、ハイフン 等の記号を含んで入力されていま す。	お願い致します。その際、確認書類にハイフン等の記号が記 載されている場合も、ハイフン等の記号を抜いた状態でご入 力ください。		加入状況 👌 🧃		【事業所整理番号」 ※「数字カタカナ」または「漢字ひらがな」など、証明書類に表記 されている文字列だけを入力
	[健康保険 事業所番号] 確認書類の内容をご確認の上、申請		月		
[健康保険]事業所番号] 甲請内容 と確認書類の内容が一致しており ません。あるいは、ハイフン等の 記号を含んで入力されています。	[健康保険_事業所番号] 確認書類の内容をご確認の上、申請 内容の訂正あるいは一致確認のできる確認書類の添付をお願 い致します。その際、確認書類にハイフン等の記号が記載さ れている場合も、ハイフン等の記号を抜いた状態でご入力く ださい。		事業所整理記号 ノノイフン、スペースは削除	非新福号 半角数字のみ入力可能	【事業所番号】 ※証明書類の数字が「0」からはじまっている場合は「0」も含め て入力。 ※証明書類に事業所整理記号や事業所番号の記載がない 場合は、空欄のままで申請可。



既存データの取り込み(技能者情報の登録申請作業の効率化)

代行申請にあたって、技能者情報の登録申請作業を効率化(手入力作業削減)するため、 代行申請者が、既存民間システムに登録してあるデータ(自社保有情報も可)を、本システ ムの所定フォーマット(Excel形式)に当てはめて本システムに取り込むことで、技能者情報 申請画面に情報を反映することができます。

【既存データの取り込みフロー】



揻

28

U

インターネットからの代行申請を行う際の技能者情報登録用のエクセルフォーマット及び代行申請同意書をHPに 掲載しています。技能者登録の事前準備にご活用ください(実際に代行申請登録するには事業者IDが必要です)。

せい 建設キャリ Construction	アアップシステム on CareerUp System		お問い合わせセンター 03-6386-3725 ^{受付時間: 平日 9時~17時} totolawase@mail.ccus.jp	
HOME	概要/スケジュール	運営協議会/総会資料	ご登録手続き/ご利用方法	
建設キャリアアップシステムログイン	ガイダンス動画	インフォメーション	Q & A	-
		API連携について		_
ダウンロード		ダウンロード ->		
登録申請に関する資料		提出書類の記載内容の補記		
画像、またはタイトルをクリ 説明会や社内での周知等でご	ックするとPDF版をダウンロード ⁻ 自由にお使い下さい。	リンク		
Image: State				COLORIDAD 1975,754 Table Big Big Big Big House Colored State Big
<u>申請登録用エクセルファイル</u> O手続き方法は下記を参照ください。	技能者用 ○手続き方法は	代行申請同意書 :下記を参照ください。	事業者用 ○手続き方法は	代行申請同意書 下記を参照ください。
・インターネット代行申請 https://www.order.ccus.jp/pdf_download/excel.php	・インターネット/ <u>https://www.order.ccus.jp/</u> ;	代行申請 技能者情報登録 <u>odf_download/skill_register_all.php</u>	・インターネットf <u>https://www.order.ccus.jp/pdf</u>	代行申請 事業者情報登録 <u>f_download/business_register_all.php</u>





	各地方ブロックにおける申請受付窓口開設状況	平成31年2月22日時点
北海道ブロック	北海道	
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県	
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	
北陸ブロック	石川県、富山県、福井県	
中部ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県	
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	
四国ブロック	徳島県、愛媛県、高知県	
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	
沖縄ブロック	沖縄県	
茶口の問題		の信むけ

窓口の開設状況は、随時、HPで公開しています。具体的な住所・電話番号、受付時間等の情報は、 本財団のHPをご覧ください。

・建設キャリアアップシステムHP:http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/images/list/list.pdf



UP 建設キャリアアップシステム利用手順(全体像)





リア 事業者ポータルと技能者ポータルの構成









★覚えていただきたいこと

- ○各現場の施工体制を登録するにあたり、元請事業者は各現場毎に「現場・契約情報」を登録。
- ○「現場・契約情報」は、規模や工種に関わらず、すべての現場(解体工事・準備工事、補修工事、リフォーム工事など)を登録。
- ○現場・契約情報登録の方法は3 パターン。(以下の図を参照)
- ○就業履歴を詳細に蓄積するため、「パターン1」、「パターン2」での登録を推奨。
- ○「現場・契約情報」として登録された現場毎に、就業履歴及び施工体制台帳等の情報が登録される。

「現場情報」「契約情報」	「工事情報	報」を一つ一つの現場(工事	、邸)別で登録する方法です	0
登録申請				
現場情報				
	1			
契約情報				
	1			
工事情報		E 🖽		
	1			
就業履歴 施工体制台帳 [関連付け]		就業履歴 「加工作用1台報 「加工作用1台報 「加工作用1台報 「加工作用1台報 「加工作用1台報		
	1	OO I ‡		

3 パターン3 複数の現場をまとめて登録(複数の契約・工事情報登録なし)

「現場情報」のみ入力して、「契約情報」「工事情報」は入力しない方法です。

1 パターン1 一つ一つの現場(工事、邸)別で登録

登録申請			追加現場 2
現場情報		■■	
	(5)	X 会社・Y 事業所	
契約情報			
工事情報			
就業履歴 施工体制台帳 [関連付け]		������������������������������������	
	(5)	X 会社・Y 事業所	

2 パターン2 複数の現場をまとめて登録(複数の契約・工事情報登録あり)







★覚えていただきたいこと

- ○元請事業者が「現場・契約情報」を登録した後、元請事業者と下請事業者は協力して施工体制情報を登録。
- ○施工体制登録の方法は3パターン。(各パターンについては次ページ参照) ※施工体制は、工事途中でも更新することが可
- ○施工体制の登録後、作業員名簿を登録し、併せて入場する技能者の詳細な情報(立場や作業内容)を登録。<u>※作業員名簿の登録イメージは38ページ参照。</u>
 ○立場や作業内容を登録しない場合、技能者の就業履歴が不完全な情報として蓄積される。建設技能者の能力評価制度では、職長や班長という立場で現場に従事したことをレベルアップの要件としており、詳細な情報が登録されないことによって、レベルアップができなくなる恐れがある。
 ○システムに施工体制を登録するためには、現場に関わるすべての事業者のシステム登録が必要。上位事業者が一社でも登録していない場合、下位事業者は
 - システムに加入していても施工体制を登録できない。





○施工体制の登録パターン

自社による登録方法

一 直近上位事業者から下位事業者への要請による登録方法(1 現場ごと)

第5章-04 で詳細に説明します

現場ごとに直近上位事業者から下位事業者へそれぞれ要請するために、時間と手間がかかります。

直近上位事業者から要請し下位事業者が承認



代理手続きによる登録方法 - 直近上位による代理手続き登録(複数現場適用/2社間)

第5章-05で詳細に説明します

あらかじめ直近上位事業者と下位事業者間の施工体制を登録するため、複数の現場で簡易に施工体制登録が行えます。 なお、合意要請は直近上位事業者から下位事業者へ、また、下位事業者から直近上位事業者へ要請できます。



代理手続きによる登録方法 一施工体制パターンによる代理手続き登録(複数現場適用 / 複数社間)

<u>第5章-06</u>で詳細に説明します

あらかじめ3社以上の複数社間で施工体制をパターン登録するため、複数の現場で簡易に施工体制登録が行えます。









現場および施工体制に登録された事業者は、施工体制の作業員名薄への技能者の登録が行えます。技能者の登録には下 記の 2 つの方法があります。

1 技能者の作業員名簿への登録方法

1 技能者の所属する事業者が登録

自社の所属技能者一覧から当該技能者を選択し、自社の作業員名簿に登録します。



2 代理手続き事業者が登録

代理手続き事業者が下請事業者に所属する技能者を作業員名簿に登録します。そのためには、技能者の同意が必要にな ります。

代理手続き事業者が、所属事業者に代わり、施工体制への登録などのために、技能者本人の 技能者情報を閲覧し、施工体制へ技能者本人を登録します。			
閲覧設定と同様にシステムのメニューから行います。			
閲覧設定と同様に期間の設定はありません。			
同意を求める者:代理手続き事業者 同意を判断する者:技能者			

施工体制への作業員登録のために、自社以外の技能者を選択することができる事業者は、施工体制登録において、代理 手続きによる登録が完了している場合のみとなります。すべての事業者が、自社以外の技能者を参照できる訳ではあり ません。

2 作業員名簿への技能者の登録時に設定する項目

職種	システムのリストから選択
作業内容	自由入力
立場	システムのリストから選択
有害物質の取り扱い	該当する項目を選択
特殊健康診断	システムのリストから選択
システムのリストから選択	
同じ技能者が複数の下請	事業者編成の中に登録される場合があるため
現場(元請事業者)	
	-次下講事集者 B に蓄積する

■システムに入力する立場の名称 職長:職長および職長の直近下位に配置され、複数の班を束ねる者 班長:職長以外の者であって、複数の班や技能者を束ねる者 ※下記の図の例は、いずれも一事業者の施工体制 大規模現場のイメージ 職長 職長 職長 職長 班長 労働者 计做子 労働者 并创加 労働者 ter in a 并例加

中規模現場のイメージ



立場の登録イメージ 職長 班長 安全衛生責任者 監理技術者 主任技術者 職長·安全衛生責任者 職長·監理技術者 職長·主任技術者 班長·安全衛生責任者 班長·監理技術者 班長•主任技術者 安全衛生責任者·監理技術者 安全衛生責任者・主任技術者 職長・安全衛生責任者・監理技術者 職長·安全衛生責任者·主任技術者 班長·安全衛生責任者·監理技術者 班長,安全衛生責任者,主任技術者

P ポイント4 カードリーダーなどの手配(対象:元請)



★覚えていただきたいこと

- ○現場に設置する機器類(パソコンやカードリーダ等)やインターネット環境は全て元請事業者で準備。
- ○通信機器類の盗難防止のため、セキュリティワイヤーロックや収納ボックスの使用を推奨。
- ○就業履歴を蓄積するための就業履歴登録アプリ(建レコ)を事前にインストール。
- ○インターネット環境が用意できない現場においては、就業履歴を事後に直接システムへ登録することが可能。 ※直接入力された就業履歴を登録する際は元請事業者の承認が必要。
 - ※システム上、カードリーダで読み取った就業履歴か直接入力された就業履歴なのかは識別される。





★覚えていただきたいこと

- ○元請事業者は、技能者が入場前に就業履歴登録アプリ(建レコ)にログインして、「就業履歴登録開始」ボタンを押下。技能者全員が退場したことを確認し、「登録終 了」のボタンを押下する。(就業履歴の登録開始と終了は時刻設定することも可能。)
- ○元請事業者は、建レコを使って、現場に入場する技能者の就業履歴の他、入退場時刻も併せてシステムに登録させることが可能。(入退場記録の設定は任意)
- ○システムには「就業履歴」と「就業日数」が情報として蓄積される。
 - ・就業履歴 ⇒ 1日に複数の現場で従事した回数。(例:1日にA現場、B現場、C現場で従事した場合 ⇒ 3回として計上)
 - ・就業日数 ⇒ 現場で従事した日数。複数の現場に入場しても1日として計上 (例:1日にA現場、B現場、C現場で従事した場合 ⇒ 1日として計上)
- ○カードリーダを用いなくても、システムにその日の作業内容等を直接入力し、システム上で元請の承認を得れば、正式な就業履歴として蓄積。
- ※想定されるケース ⇒ ①インターネット環境に不具合等がある場合。②技能者がキャリアアップカードを忘れた場合など。
- ○就業履歴(職種、立場、作業内容等)に間違いがあった場合、システム上で元請の承認を得れば適宜修正することが可能。





建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(施工体制台帳)

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された施工体制台帳を出力 することが可能。
- これにより、施工体制台帳の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。



一般財団法人

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(作業員名簿

○ 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿を出力す ることが可能。

○ これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。

現場ID追記※本システム独自	作業員名簿		全建統一様式第5号 作業員名簿
事業所の名称	(年 月 日作成)		※育子は本ンステム独自の項目(ID寺)
所長名 殿	本書面に記載した内容は、作業員名簿として、安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡 ・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。	一次 事業者 I D 追記※本システム独自 (会社名 ④ 会	提出日 年 月 日 次) 事業者TD追記奈本システム独自 社名 印
ふ り が な 番 	雇入年月日 生年月日 現住所	(TEL) 最近の健康診断日 血 特殊健康診断日	教 育·資 格·免 許 入場年月日
氏名 職権 の元で就業した場合 技能者ID追記 た場合	※ 経験年数 年齢 家族連絡先	(TEL) 血 圧 型 種 類	雇人 職長 特別教育 技能講習 免 許 受入教育 実施年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月1	4 月 日
※本システム独自 ※本システム独自	年歳	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月1	年月日
※本システム独自	年歲	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月1	年 月 日
※本システム独自	年歳	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月1	年 月 日
※本システム独自	年載	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月日	年月日
※本システム独自 ※本システム独自	年歳	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月月	年 月 日
※本システム独自	年藏	() ~	年 月 日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月 1	4 月 日
**本システム独自	年 歳	() ~	年月日
	年 月 日 年 月 日	() 年月日 年月日	4 年月日
※本システム独自	単 歳 システ	ムに登録された元請企業の現場情報を	豆映 一
			を反映
※本システム独自		ムに豆球で化に「雨正未の事未有用枚	
※本システム独自	年 歳 システ	ムに登録された下請企業に所属する技能	応省情報を反映
※システムへの施工体制の登 ※作業員名簿はイメージ	登録が必要 漫 ···	・ムに蓄積された下請企業に所属する技 (注) 5. g系・免許等の写しを恋付すること。	比者の就業履歴情報を反映(現場入場後) □ □

一般財団法人

基金

建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(作業員名簿)

○ 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された作業員名簿を出力す ることが可能。

○ これにより、作業員名簿の作成の手間やミスを削減する効果が期待されるほか、社会保険の加入状況 の確認や加入指導の合理化・効率化も図られる。

元 請 確認欄 提出日 年 月	全建統一様式第5号一別紙 社会保険加入状況
社会保険加入状況	※青字は本システム独自の項目(ID等)
(年月日作成) 現場ID追認※本システム独自 現場ID追認※本システム独自 事業所の名称 一次 所長名 一次 (次)	
番 ふりがな 社 会 保 険 氏 名 号 株式10点型254×2×7×361 健康保険 年金保険	
技能者 I D違記※本システム独自	
技能者 I D違記派本システム独自	
	こ登録された元請企業の現場情報を反映
t t	こ登録された下請企業の事業者情報を反映 こ登録された施工体制情報を反映
1.健康保険欄には、上段に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぼ、建設] を、下段に健康保険被保険者証の番号の下4桁(番号が4桁以下の場合は、) 	こ登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
※システムへの施工体制の登録が必要、、各年金の受給者である場合 ※別紙 社会保険加入状況はイメージ 場合は、上段に「日雇保険」 段に「適用除外」と記載する。	

一般財団法人

基金

」P建設キャリアアップシステムを活用した書類作成支援(再下請負通知書)

- 建設キャリアアップシステムの活用により、システムに登録された情報が反映された再下請負通知書を出 力することが可能。
- これにより、再下請負通知書の作成の手間やミスを削減する効果が期待される。



(再下詣	橨関係》	再下請負	に言及び再	下捕負契約	MR (c.)	全建	記念し	様式	第15	寻— / Xth	甲:	再下請負調
会社:	右 事 たな 」	D 遵肥 ※志5ス	7 <i>1.</i> 02		f		 	キンパ	< <u></u>	ム狸	日0.	/項日(ID=
住 【元香	所 〒 号				. (TEL					,	
工事者) 及 工事内)	称 び 容											
I i	뼈 효	i š	年 年	月 日 月 日	9	县約日		曱	月		B]
	箱	に必要な許	可完全		牛可	委号		件可	(2.5	〉(朝	8]
建設業	e e		工事業	地。一般	Ē	*	夛		年	月	B	
Ŧ	PJ		工事業	短离	È	*	夛		年	月	B	
規爆	代理人者				₹	全衛生賞	任書名					
措意	限及び 渇申出方渉				₹	全御生物	通考法					
%⊞	設新書名	♥ 任 非♥任			я	朙營理責	(任書法					
受	格内岩	Σ				※専門校科	精藝活					
※ <u>部</u> 編	基新校建者 GMT				ור	賢 格	内容					
-101	12249.					抱当工	掌內容					
	保険加 入の	0	捕崇保険	t		厚生争	<u>ک</u>		雇用	保険		1
解験	有潮	加入	未如人	试用涂外	加入	未加入	(前用)(2)	1. 加入	未加入	it I	除外	
nni∧ BR	- 孝弟 所 整理記号筒	* *	所の石幣	fit in the second secon	新任政		厚生甲硷	新教		前保護	٤	

一般財団法人

システムに登録された元請企業の事業者情報を反映
 システムに登録された元請企業の現場情報を反映
 システムに登録された下請企業の事業者情報を反映
 システムに登録された施工体制情報を反映
 システムに登録された下請企業に所属する技能者情報を反映
 45
 システムに蓄積された下請企業に所属する技能者の就業履歴情報を反映(現場入場後)





<u>API連携</u>※

API連携により、

①建設キャリアアップシステムに登録された真正性の確認された技能者情報・事業者情報及び業界統一のルールで蓄積された就業履歴情報を、既存民間システム側で活用できます(民間システムの情報の真正性向上)。

【CCUS ⇒ 既存民間システム】

- ②既存民間システムを使って入場した場合でも、建設キャリアップシステムに就業履歴情報を蓄積することができます。
 (新たなカードリーダーの設置が不要) 【既存民間システム ⇒ CCUS】
- ③既存民間システムで安全衛生書類や施工体制台帳書類を作成する際に入力した情報を、建設キャリアアップシステムの 現場情報や施工体制情報に反映できます(入力作業が軽減)。【既存民間システム⇒CCUS】
- ・連携する民間システムについては、以下の条件を満たしているか審査、 認定を受ける必要があります。(平成30年2月28日より審査受付開始。 現在20数件を審査中。審査や民間システム側の開発が順調に進行すれ ば2月以降認定試験実施。)
- 【システム認定の条件】
 - (1) 就業履歴情報を記録・管理すること。
 - (2)認定されることにより建設キャリアアップシステムに登録される技能者 及び事業者にとって利便性が向上することが明確であること。
 - (3)指定するセキュリティ基準・運用基準を満たすシステムであること。
 - (4) 取り扱うデータに対し、共同利用することに同意できること。



※API連携

建設キャリアアップシステムの標準API(Application Programming Interfaceの略) を使って、就業履歴情報等のデータを送受信し登録・連携することであり、この標準APIを 使って連携を希望する民間の入退場管理システム、安全衛生管理システム等が、運営主体の 認定を受けることにより、「就業履歴データ登録標準API連携認定システム」として連携す ることで、運営主体の提供するシステムに加え、広く建設現場での就業履歴データの蓄積が 可能となり、技能者及び事業者の利便性の向上が期待されます。





O建設キャリアアップシステム(CCUS)と既存民間システムとの機能の比較

土か機能	COUS	民間	システム	備多	
二の液形		A社	B社	C社	₩°⊃
技能者情報・事業者情報を真 正性を確保して登録	0	\bigtriangleup	\bigtriangleup	\bigtriangleup	※1:CCUSでは、情報登録の際に、 登録内容を証明する書類を提出させ、 システム運営主体が確認することに より、情報の真正性を確保
業界統一のルールで就業履歴 を蓄積	0	×	×	×	※2:API連携により、既存民間シス テムを通じた就業履歴の蓄積が可能
通門管理・入退場管理	×	0	×	0	
安全衛生書類の作成	\bigtriangleup	0	0	0	
施工体制台帳書類の作成	\bigtriangleup	0	0	0	
労務費報告書の作成	Х	Х	×	0	
給与計算	х	0	Х	×	

UP 既存民間システムとCCUSの連携メリット



◆既存民間システムとCCUSの連携イメージ



◆既存民間システムとCCUSの連携メリット

①技能者情報の一括取り込み(データ取込)

・既存民間システムに登録されている技能者情報の一部(氏名や住所等)を、エクセルフォーマットを用いて
<u>CCUSへ一括で取り込むことが可能。CCUSでの技能者登録の事務作業が軽減!</u>

②現場情報の連携 (自動連携)

・既存民間システムに登録されている現場情報を自動でCCUSへ連携することが可能。CCUSでの施工体制登 録作業等が効率化!

③就業履歴情報の連携(自動連携)

- ・既存民間システムに蓄積される就業履歴情報を自動でCCUSへ蓄積することが可能!
- ・既存民間システムのカードリーダー等の機器をそのまま使用できるので新たな設備投資なし!





O民間システムとのAPI連携による蓄積データの活用

建設キャリアアップシステム(CCUS)に蓄積されている真正性のある技能者情報・事業者 情報は、様々な機能を有する民間システムがCCUSとAPI連携することにより、勤務時間管理 や給与計算、書類作成など<u>様々な業務に活用できます</u>。



P 建設キャリアアップシステムの利用料金

技能者の登録料 事業者の登録料・利用料 【料金】 料金の種類 設定方法 支払 対象 【料金】 ●インターネット申請 2,500円 全事業者(個人事業主を含む)※ 資本金 5 年 毎 事業者登録料 ①事業者登録料 ●郵送・窓口申請 3,500円 ②管理者 I D 管理者 I Dの利用数 毎年 全事業者 (個人事業主を含む) (1年あたり、250円または350円) システム 利用料 利用料 ③現場利用料 技能者の就業履歴回数 元請として現場を登録する事業者 --※早期割引 ※H30年度中に登録した場合、事業者登録の有効期間を最大1年間延長する。 ・H31.3月迄にインターネット申請した方 (有効期間の起算点を、H31年4月からとする。) 2,500円 → 2,000円(500円割引) ※事業者登録料については、一人親方は無料。 ・H30年度中に登録した場合、カードの 有効期間を最大1年間延長する。(有効 ②管理者 I D利用料(毎年) ①事業者登録料(5年ごと) 期間の起算点をH31年4月からとする。) 資本金 新規・更新 ID数 料 金 500万円未満 3,000円 1あたり 2,400円 ※60歳以上の技能者の特例措置 ①登録料は 2,000円(500円割引) 500万円以上1,000万円未満 6,000円 ※1ケ月あたり200円。 (H35.3月迄にインターネット申請した 1,000万円以上2,000万円未満 12,000円 ※H31年3月迄は、利用数に関わらず無料。 60歳以上の方) ※H31年4月~H32年3月迄、1 ID無料。 2,000万円以上5,000万円未満 24,000円 ②カードの有効期間を15年とする。 管理者IDの取得により、事業者情報の管理、 5,000万円以上1億円未満 30,000円 (登録・更新時の年齢が60歳以上の方) 現場の登録、技能者情報の閲覧、帳票出力 1億円以上3億円未満 60,000円 が可能。 3億円以上10億円未満 120,000円 ③現場利用料(毎年) 10億円以上50億円未満 240,000円 カードの有効期間 10年 料 金 就業履歴回数 50億円以上100億円未満 300,000円 (本人確認書類が未提出の場合は3年) 3円 600,000円 1回 100億円以上500億円未満 ※現場に入場する人日単位で課金 500億円以上 1,200,000円 ※有効期間内にカードの紛失、破損等が ※就業履歴回数とは、就業履歴情報の登録回数 あった場合は、実費相当:約1,000円 ※一人親方は無料。 (現場利用料の算出(例)) (発送費を含む)で、再発行の予定。 20人の技能者が50日就業した場合 → 3,000円

UP (参考)事業者規模別のモデル的な料金額

【前提条件】

①現場利用料は元請けとして現場を登録する事業者 のみの負担で、下請けとなる工事には不要。

◆事業者モデル(一人親方)

項目	規模
資本金	_
年完工高	1,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試質
事業者登録料	0円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	210円/年
合 計	2,610円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、2,400円

◆事業者モデル①

項目	規模
資本金	500万円
年完工高	5,000万円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	1,200円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	1,050円/年
合 計	4,650円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、3,600円

◆事業者モデル②

項目	規模	
資本金	1,000万円	
年完工高	1億円	
管理者ID取得数	1 ID	
種別	試算	
事業者登録料	2,400円/年	
管理者ID利用料	2,400円/年	
現場利用料	2,100円/年	
合計	6,900円/年	

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、4,800円

②現場利用料については、技能者1,000人日/完工高1億円と 仮定し、年間完成工事高のうち、7割の現場で就業履歴の蓄積 があると想定。

◆事業者モデル③

項目	規模
資本金	3,000万円
年完工高	3億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
	4,800円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	6,300円/年
合計	13,500円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、7,200円

◆申耒白七ナル④		
項目	規 模	
資本金	7,000万円	
年完工高	7億円	
管理者ID取得数	1 ID	
種別	試算	
事業者登録料	6,000円/年	
管埋者ID利用料	2,400円/年	
管埋者ID利用料 現場利用料	2,400円/年 14,700円/年	

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、8,400円

	事業者モデ	11/5
\mathbf{v}	ナホロレノノ	'V 🕑

項目	規模
資本金	2億円
年完工高	20億円
管理者ID取得数	1 ID
種別	試算
事業者登録料	12,000円/年
管理者ID利用料	2,400円/年
現場利用料	42,000円/年
合 計	56,400円/年

※下請け工事のみ行う事業者の場合は、14,400円

箺

- 1. 利用規約の主な内容
 - ○提供するサービス(第3条):登録技能者や登録事業者が利用できる本システムが提供するサービスの内容
 ○登録料及び利用料と支払方法(第4条)
 ○禁止事項(第7条):第三者のなりすましによる行為や本人以外による建設キャリアアップシステムカードの無断利用の禁止等
 ○秘密保持(第16条)
 ○個人情報の使用目的と保護(第17条)

2. 主な問い合わせのQ&A① ※本システムHPQ&A-部抜粋等

- Q1:公共工事の現場で登録は義務付けられるのか
 - A:システムの利用は任意となっておりますが、できるだけ多くの技能者・事業者にシステムを利用いただき、技能者の処遇改 善が図られるよう、国土交通省において、システムに蓄積される情報を活用した建設技能者の能力評価制度の策定や能力評 価制度と連動した専門工事企業の施工能力等を見える化する仕組みの構築が検討されています。また、建設技能者の能力評 価制度の検討結果を踏まえ、高い技能・経験を有する建設技能者に対する公共工事での評価を検討することとされています。
- Q2:社会保険に未加入の作業員はシステムで現場入場を制限されるのか

A:現場入場制限は、現場毎の元請事業者の判断となります。 システムには、社会保険の加入状況について、証明書類による確認の有無も含めて登録されますので、元請事業者による加 入状況確認に役立ちます。

Q3:システムの詳しい内容はどこに問い合わせればいいのか

A: 2018年3月からお問い合わせセンターを開局しておりますので、お問い合わせいただければと存じます。お電話は混み合っていることも多くお待たせいたしますので、是非、メールをご活用ください。 電話番号: 03-6386-3725 メールアドレス: otoiawase@mail.ccus.jp

Q4:カードを持っていない技能者は現場に入場できなくなるのか

A: このシステムは、技能者の処遇の改善につなげるために技能者の就業履歴を蓄積することを目的としておりますので、技能 者の方が漏れなくシステムへ登録されることが重要となります。カードを所持していない技能者について、現場入場を認め ない取り扱いとすることを求めるものではありませんが、技能者全体の処遇改善につなげていくためにも、できる限り多く の技能者の登録が行われるよう、システムの周知を進めていきます。 P 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q&A

- 2. 主な問い合わせのQ&A② ※本システムHPQ&A-部抜粋等
- Q5: 技術者も技能者登録の対象となるのか

A:技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としますが、技術者も登録が可能な仕組みとしています。

- Q6: 外国人建設労働者もシステム登録の対象となるのか?
 - A:外国人建設労働者もシステム登録の対象となっており登録は任意です。ただし、特定技能外国人及び特定技能所属機関においては、「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に基づき、建設キャリアアップシステムへの登録が法律上義務づけられる方針となっております。
- Q7:現場の技能者に説明をしなくてはならないが、説明用のわかりやすい資料はないか

A:システムに関する概要説明の動画を建設キャリアアップシステムHPに掲載しておりますので、ご活用ください。また、他のQ&Aでもシステムの詳細についての説明もしていますので、こちらもご確認ください。 今後も、システムに関する説明資料や最新情報をHPで掲載・更新していきます。広くご活用いただければと存じます。

- Q8: 優秀な技能者の引き抜きにつながるのではないか
 - A:引き抜きにつながるのではないかという懸念の声も踏まえ、技能者本人と所属事業者の双方の同意がなければ、その技能者の情報は他の建設事業者から閲覧できないような仕組みを基本としています。なお、設定前の初期値は非開示としています。
- Q9:カードを紛失したら個人情報が漏えいするのではないか
 - A:カードには I D番号が記録されているだけで、個人情報は記録されません。技能者情報・事業者情報のいずれもクラウド上 に蓄積するため、カードを紛失しても個人情報が漏えいすることはありません。
- Q10: 登録情報の偽装はどう防ぐのか。発覚した場合の罰則は
 - A:システムの利用にあたっては、利用規約に同意する必要があり、偽装が発覚した場合には、利用規約に従い登録の取り消 し等などの措置を実施します。
- Q11: 一人親方の場合は、事業者登録と技能者登録、両方が必要となるのか
 - A: 一人親方は事業者であり、かつ技能者でもあることから、事業者情報と技能者情報の両方について登録が必要となります。 なお、この場合の登録料のご負担は、技能者登録料のみとなります。

- **2.** 主な問い合わせのQ&A③ ※本システムHPQ&A-部抜粋等
- Q12: システムに登録する前の履歴はどのようにシステム上扱われるのか
 - A:技能者情報の登録の際、技能者 I D 発行以前の「経験年数(職歴など)」を記載できる欄を設け、記載内容を技能者情報 の閲覧画面に表示する予定です。例えば、技能者は「型枠工事を20年。」、所属事業者は「この技能者は型枠工事を 20年経験したことを証明します。」と記載することが考えられます。
- Q13:カードリーダーを置けない現場については、どうやって就業履歴を蓄積するのか。
 - A:カードリーダーを置けない現場については、事後に技能者又は所属事業者(雇用する事業者)が、システムにログインして、 「誰が」、「いつ」、「どの現場」等の就業情報を直接入力して、その情報の蓄積を可能とする予定です。その場合は、入 力された就業情報の信頼性を高めるために、現場の元請事業者や所属事業者による確認が行え、その確認結果を閲覧画面に 表示できるようにする予定です。
- Q14:日によって異なる作業をする技能者(多能工)の就業履歴はどのように蓄積されるのか。
 - A:現場毎に技能者の就業内容(職種・立場・作業内容等)を登録できます。 また、同一現場で日によって異なる作業の場合は、就業履歴の蓄積後に所属事業者がシステムにログインし、就業内容を 日単位で変更することを可能としております。
- Q15: 小規模な現場も登録の対象となるのか。また、登録は一つ一つの現場単位で登録しなければならないのか。
 - A:現場・契約情報の登録対象は、補修工事やリフォーム工事等を含め全ての現場が対象です。なお、小規模な現場の登録にあたっては、一つの現場・契約情報に複数の工事情報を登録することにより、集約して管理することが可能です。また、カードリーダーの設置については、現場監督者が複数の現場を巡回することを想定し、一つのカードリーダーを使用し、個々の現場情報を切り替えることにより、複数の現場で共有することも可能です。
- Q16:工事によっては秘匿等を求められるので、現場・契約情報登録の際に、現場名を伏字等で表記してもよいのか。
 - A:必要に応じて現場名を伏字等で表記し登録することが可能です。なお、就業履歴においても現場名を表示しますが、技能者 がどのような現場に就業したかを示すためですので、どのような現場か分かる程度の伏字等にしていただく必要があります。 例:A邸住宅新築工事
 - ○○改築工事
- Q17:元請が現場・契約情報を登録しない場合はどうなるのか。
 - A:技能者若しくは所属事業者がシステムにログインし、就業実績を直接入力できますが、システムに登録されていない現場での就業実績であり、元請事業者による入力内容の承認も得られないため、カードリーダーの読み取りによる就業履歴と区別 されます。

- 2. 主な問い合わせのQ&A④ ※本システムHPQ&A-部抜粋等
- Q18:システムに登録された情報で、施工体制台帳や作業員名簿等の書類作成が出来るのか
 - A:システムでは、登録された技能者、事業者と現場の情報を、全建統一様式に対応した施工体制台帳や作業員名簿等に自動 入力する書類作成支援が行えます。なお、この書類作成支援を行うには、関係する技能者、事業者と現場の情報がシステ ムへ登録されたうえで、その現場の施工体制へ下請事業者とその作業員名簿を登録する必要があります。
- Q19:書類作成機能で作成した施工体制台帳や作業員名簿等の帳票は、システム上、関係者間でやりとりできるのか
 - A:書類作成機能で作成した帳票を、関係者がシステムにログインし、相互に閲覧・出力することができるようにする予定です。 具体的には、施工体制で上位となる事業者が、下位の事業者が登録した作業員名簿等を閲覧・出力できること、また、施工 体制台帳を、当該の元請事業者と一次下請事業者が相互に閲覧・出力すること等です。
- Q20:登録の対象になる元請・下請事業者と技能者の範囲は
 - A:事業者は、建設業の許可を取得していない業者や一人親方を含む全ての建設工事業者を対象としています。 技能者は、作業員名簿に掲載される技能者を基本にしつつ、将来的には建設工事に従事する全ての技能者を対象としており、 運用開始後1年で約100万人、開始後5年をめどに全技能者約330万人の登録を目指しています。
- Q21:手に職がない者(見習いなど)についても技能者登録の対象となるのか

A:技能者情報登録の対象は、作業員名簿に掲載される者を基本としており、手に職がない者(見習いなど)についても対象としています。また、正規社員、非正規社員などの雇用形態も問いません。

Q22:技能者を雇用する場合、事業者登録と所属する技能者の技能者登録は、どちらを先に行うべきか

A:事業者登録、技能者登録の順で手続きを行っていただきます。この順の手続きにより、技能者登録時に所属事業者が特定されますので、紐付けに関する手続きが軽減されます。

Q23:現場における立場(職長など)や作業内容は誰がいつ登録することになるのか

A:元請事業者が現場・契約情報を登録した後、所属事業者は、技能者の就業内容(職種・立場・作業内容等)を記載した作業 員名簿を、その現場の施工体制に登録することができます。これにより、現場毎に技能者の立場や作業内容等が登録され、蓄 積される就業履歴に反映されます。

」P 建設キャリアアップシステムの利用規約、Q&A

2. 主な問い合わせのQ&A⑤ ※本システムHPQ&A-部抜粋等

- Q24:現場に出入りしないが、自社の加工場において、現場で使用する鉄筋や型枠を加工する技能者の就業履歴は蓄積できるのか
 - A: 自社の加工場等を、現場としてシステムへ登録することができます。この場合、システムに登録した他の現場と同様に就業 履歴を蓄積することが可能です。
- Q25:技能者がシステムの登録をしていても、所属事業者がシステムの登録をしていない場合は、技能者の就業履歴はどのように扱わ れるのか
 - A:技能者情報の登録と、元請事業者による現場・契約情報の登録があれば、所属事業者登録がなくても、現場に設置したカー ドリーダーにカードをタッチする等により就業履歴は蓄積されますが、所属事業者による技能者の就業内容(職種・立場・ 作業内容等)の登録はされず、立場と作業内容が就業履歴に反映されません。
- Q26:いわゆる応援の技能者の就業履歴はどのように登録されるのか
 - A:建設業では労働者の派遣は禁止されており、応援元の事業者と応援先の事業者が両者間で適切な請負契約を締結する必要が あります。

その上で、応援元の事業者は応援先の事業者の下請事業者としてシステムに登録され、応援元の事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

ただし、建設業務労働者就業機会確保事業により、厚生労働大臣の許可を受けて、技能者が応援先の事業者に送り出された場合は、受け入れた事業者に所属する技能者として従事した就業履歴が蓄積されます。

- Q27: 建設キャリアアップシステムに現場入場者の入退場管理機能はあるのか
 - A:建設キャリアアップシステムは技能者の就業履歴を業界横断の共通ルールで蓄積し、その蓄積された就業履歴等から処遇を 改善していくことを主な目的としておりますので入退場を管理する機能はありません。 但し、このシステムは認定された民 間システムと連携することも可能としており、例えば技能者がキャリアアップカードを入退場時にカードリーダへかざすこ とで就業履歴データの蓄積とともに入退場管理機能を備えたシステムであれば管理は可能となります。(カード情報の読取 り状況により入退場時間と勤務時間が一致しないこともありますので注意は必要です)
- Q28:元請事業者と下請事業者で費用負担は異なるのか
 - A:元請事業者と下請事業者で共通に負担をしていただく費用は、事業者登録料と管理者 I D 利用料となります。 これとは別 に、元請として現場を登録する事業者には、現場利用料を負担していただきます。 元請・下請事業者の料金体系と設定に 関する詳細は、本紙「システムの利用料金」をご覧ください。